

**i** マイナポイント第2弾対象のマイナンバーカード申請期限が延長されました

マイナポイント第2弾の申し込みをするためには、マイナンバーカードの申請をしていただく必要がありますが、申請期限が令和4年9月末から令和4年12月末に延長されました。

まだマイナンバーカードの申請をされていない方は、役場でマイナンバーカード申請サポートやマイナポイント申し込みサポートを行っていますので、お気軽にご利用ください。

**◆ マイナポイント第2弾の対象者および受取方法**

- ① マイナンバーカード新規取得者
- ※ マイナポイント未申込者含む
- ・ キャッシュレス決済サービスを用いて2万円分のチャージまたはお買い物し、25%分のポイントを受け取る(最大5千円分)。
- ② 健康保険証利用申込者
- すでに申込済みの方含む
- ・ 7千500円分のポイントをチャージや決済なしで受け取る。
- ③ 公金受取口座登録をされた方

・ ②と同じ

**◆ お持ちいただくもの**

- ・ マイナンバーカード(マイナンバーカード発行時に自身が設定した4桁の暗証番号)
- ・ 決済サービスのカードなど
- ・ 公金受取口座登録を希望される方は、通帳など

マイナポイントを取得するためには、令和4年12月末までにマイナンバーカードの申請が必要となります。マイナポイントの申し込みは、変更なく、令和5年2月末までとなります。

**i** マイナンバーカード申請サポート(無料)を行っています

マイナポイントを取得するには、令和4年12月末までに、マイナンバーカードの申請が必要です。「マイナンバーカードの申請がまだ済んでいない」、「カードを作りたい」が申請の方法が良くわからないという方へ、役場で職員が申請サポートします。いつでも作成できますのでお気軽にご相談ください。

**◆ サポート内容**

- ・ 顔写真撮影
- ・ マイナンバーカード申請の代行

**◆ お持ちいただくもの**

- ① 通知カード
- ② QRコード付きの申請書
- ③ 本人確認書類(運転免許証、保険証など)

※ ①～③のうちいずれか1点

**◆ マイナンバーカード交付までの期間**

マイナンバーカードの交付申請からおおむね1カ月となっています。

**◆ マイナンバーカード申請サポート、マイナポイント申込受付時間**

午前8時30分～午前11時30分  
午後1時～午後4時30分

※ ただし、令和5年1月末まで次のとおり開庁時間を延長(土日祝日・年末年始を除く)

**本庁**

毎週水曜日 午後7時15分まで

**佐賀支所**

第2・第4水曜日 午後7時15分まで

○ お問い合わせ

本庁 住民課 住基戸籍係

☎ 4312800

佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係

☎ 5513701

**i** マイナンバーカードが健康保険証として利用できます

**◆ マイナンバーカードをまだお持ちでない方**

○ 交付申請書をお持ちの方は、左記の4つの方法から申請できます。

**スマートフォン**

1 スマフォで顔写真を撮影。

2 スマフォで交付申請のQRコードを読み取る。

3 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録。

4 申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了。

**パソコン**

1 カメラで顔写真を撮影。

2 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録。

3 申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、顔写真を登録、必要事項を記入して申請完了。



**証明用写真機**

- 1 タッチパネルから「個人番号カード申請」を選択。
- 2 撮影用の料金を投入して、交付申請書のQRコードをバーコードリーダーにかざす。
- 3 画面の案内にしたがって、必要事項を入力。
- 4 画面の案内にしたがって、顔写真を撮影して送信し、申請完了。

**郵便**

- 1 交付申請書に必要な事項を記入し、6カ月以内に撮影した顔写真を貼り付けて郵送し、申請完了。

**○交付申請書をお持ちでない方**

- 1 専用サイトから手書き用の交付申請書と封筒をダウンロードすれば、郵便で申請ができます。プリントアウトしてご利用ください。

※手書き用の交付申請書には、顔写真の貼付とマイナンバーの記入が必要です。

2 市区町村の窓口でも、交付申請書を再発行しています。本人確認書類(運転免許証、パスポートなど)をお持ちのうえ、お住まいの市区町村で手続きを行ってください。

**◆マイナンバーカードをすでに持っている方**

○健康保険証利用の申込方法  
マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、申込が必要です。利用の申込は、マイナポータル(※)やセブン銀行のATMで行えます。医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーでも利用申込できますが、待ち時間短縮のため、事前の申込をお勧めします。

※子育てや介護をはじめとする行政手続きの検索やオンライン申請がワンストップでできたり、行政からのお知らせを受け取ることができる自分専用のサイト。



マイナポータルホームページ

○マイナンバー(12桁の数字)は使えません

マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、マイナンバー(12桁の数字)は使われません。医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバーを取り扱うことはありませんし、ご自身の医療情報がマ

イナンバーと紐づけられることもありませぬ。

**受付方法**

- ①マイナンバーカードをカードリーダーに置く  
カードの顔写真を機器で確認します。
- ②オンラインで医療保険資格を確認  
マイナンバーカードのICチップにある電子証明書により医療保険の資格をオンラインで確認します。

※カードリーダーが導入されていない医療機関などでは、健康保険証の提示が必要となります。受診される前にお問い合わせいただくか、健康保険証などもお持ちいただくようお願いいたします。

**◆どんないことがあるの?**

- ・本人が同意をすれば、初めての医療機関などでも、特定健診情報や今までに使った薬剤情報が医師などと共有できます。
- ・マイナポータルで自身の特定健診情報や薬剤情報・医療費通知情報が閲覧できます。
- ・マイナポータルを通じた医療費通知情報の自動入力で、確定申

告の医療費控除がより簡単に行えます。

- ・限度額適用認定証がなくても高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。
- ・就職・転職・引越しをしても健康保険証としてずっと使えます。
- ・医療保険者が変わる場合は、加入の届出が引き続き必要となります。

※従来の健康保険証が利用できなくなるわけではありません。

**○お問い合わせ**

マイナンバー総合フリーダイヤル

☎0120-95-0178

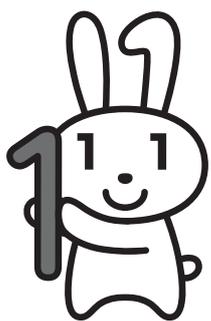
受付時間(年末年始を除く)

平日

午前9時30分～午後8時

土日祝

午前9時30分～午後5時30分



マイナンバーキャラクター  
マイナちゃん